

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第112号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第167号）
 犀川水系河川整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員の検討された結論に対しての署名文書
- 2 担当課（所）
 土木部辰巳ダム建設事務所
- 3 異議申立て等の経緯

ア H23. 5. 9 公開請求	エ H23. 9. 28 諮問
イ H23. 5. 23 不存在決定	オ H24. 5. 31 答申
ウ H23. 7. 22 異議申立て	
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
 不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 （不存在）	<p>実施機関は、検討委員会は、学識経験者から幅広く助言を受けるために設置したもので、署名を求めるものではないと説明している。</p> <p>この点に関し、検討委員会の設置要綱の趣旨をみると、「委員会は、基本方針について意見を調整し、河川管理者に助言する」と記載されているのみである。</p> <p>このようなことから、実施機関が、本件公開請求に対応する公文書について不存在決定を行ったことは、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>なお、実施機関のホームページにおいて公表されている「基本方針策定部会」（検討委員会の設置要綱に基づき設置）の平成15年9月4日の第3回部会に係る開催結果には、第7回の検討委員会に部会案が提示され、公開となる旨の記載があり、10月17日に開催された第7回の検討委員会の議事要旨によると、その場で「犀川水系河川整備基本方針（提言）」が成案となったことが認められるが、その議事要旨においても、特に署名等を求める記載は認められなかった。</p>

- 5 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第112号

答 申 書

平成24年5月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年5月9日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川水系河川整備検討委員会の委員に提出された資料と委員の検討された結論に対しての署名文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、次のとおり決定した。

(1) 委員に提出された資料について

平成23年5月23日に、次の4文書を特定して一部公開決定を行った。

- ア 平成14年度犀川総合開発事業（辰巳ダム）検討委員会資料作成業務委託報告書
- イ 平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム）検討委員会資料作成業務委託報告書
- ウ 平成15年度犀川総合開発事業河川整備計画委員会資料作成業務委託報告書
- エ 平成16年度犀川総合開発事業犀川水系流域委員会資料作成業務委託報告書

(2) 委員の検討された結論に対しての署名文書について

平成23年5月23日付けで公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年7月22日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成23年9月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公開請求に係る文書は存在するはずであり、本件処分を取消し、公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

いやしくも委員会として機能している限りは、そこで明確になった結論の内容を担保するため作成された公文書に委員の署名がなされてしかるべきであり、存在しないということとはあり得ない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

河川法第16条に基づく河川整備基本方針を策定するに当たり設置した「犀川水系河川整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）は、河川工学や環境等の学識経験者をはじめ各界各層の有識者等から、河川管理者に対して幅広く助言を行う趣旨のものであり、委員に署名を求めるものではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

検討委員会が検討して得た結論について、検討委員会委員が確認し署名した文書である。

検討委員会は、平成15年11月に、実施機関に対して「犀川水系河川整備基本方針（提言）」を提出しており、この提言を決定するに当たって、検討委員会委員が確認、署名した文書が、本件公開請求に対応する公文書と考えられる。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、委員会であれば、その結論について担保するため、委員全員が署名しているはずであると主張している。

これに対し、実施機関は、検討委員会は、学識経験者から幅広く助言を受けるために設置したもので、署名を求めるものではないと説明している。

この点に関し、検討委員会の設置要綱の趣旨をみると、「委員会は、基本方針について意見を調整し、河川管理者に助言する」と記載されているのみである。

このようなことから、実施機関が、本件公開請求に対応する公文書について不存在決定を行ったことは、不自然、不合理とはいえない。

なお、実施機関のホームページにおいて公表されている「基本方針策定部会」（検討委員会の設置要綱に基づき設置）の平成15年9月4日の第3回部会に係る開催結果には、第7回の検討委員会に部会案が提示され、公開となる旨の記載があり、10月17日に開催された第7回の検討委員会の議事要旨によると、その場で「犀川水系河川整備基本方針（提言）」が成案となったことが認められるが、その議事要旨においても、特に署名等を求める記載は認められなかった。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、実施機関の理由説明書に対する意見書で、「犀川水系流域委員会」のあり方や本件公開請求に係る委員に提出された資料に関する公開の実施方法等について述べているが、本件異議申立てに係る処分は、検討委員会に係る公文書の不存在決定に関するものであり、本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 9 月 28 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 6 7 号)
平成 23 年 11 月 7 日	○実施機関 (土木部辰巳ダム建設事務所) から理由説明書を受理した。
平成 23 年 12 月 2 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 24 年 1 月 24 日 (第 2 2 1 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 2 月 1 7 日 (第 2 2 2 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 3 月 22 日 (第 2 2 3 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 4 月 24 日 (第 2 2 4 回審査会)	○事案の審議を行った。